

地域商店街等活性化推進事業実施要領

制定 平成22年4月1日 21総合第2141号

第1 目的

この要領は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の地域商店街等活性化支援事業の項に掲げる事業について、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領（平成22年3月5日付け21総合第1907号大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「公募要領」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式1により作成し、承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の中止又は廃止の承認申請については、農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第5の規定に基づく「事業中止（廃止）承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の重要な変更は、以下のとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の6の事業に係る同項の重要な変更の欄に掲げる変更

第3 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式1）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、総合食料局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第4 事業収益状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第9の1の規定に基づき、事業に係る企業化、特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権をいう。以下同じ。）の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、事業終了年度の翌年度以降3年間、毎年、別記様式2により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後1月以内に総合食料局長に提出するものとする。

第5 収益納付

- 1 事業実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、実施要綱第9の2の規定に基づき、

原則として毎会計年度の当該収益に、当該収益を取得したときまでに交付された補助金総額をそれまでに補助事業に関連して支出された開発費総額で除した値を乗じて得た額を、国庫に納付するものとする。

2 収益納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度以降3年間とする。

第6 事業実施主体の特認の要件及び手続

1 公募要領別表1の事業No.17の項の第4欄に掲げる総合食料局長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

（1）食品の流通に携わる複数の民間企業等が構成員となっている任意団体であること。

（2）主たる事務所の定めがあること。

（3）代表者の定めがあること。

（4）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。

（5）各年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

2 特認団体の認定の申請は、実施要綱第5の1の規定による事業実施計画の提出の際、別記様式3を併せて提出することにより行うものとする。

第7 その他

1 事業の実施

この事業を実施するに当たっては、次によるものとする。

（1）地域商店街等活性化推進検討委員会の開催

学識経験者、食品流通関係団体の関係者等で構成される地域商店街等活性化推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催し、過去に農林水産省が実施した食品小売業等に関する以下の調査対象事業について、調査対象地区の選定方法、調査内容の検討、調査分析結果の取りまとめ、食料品小売店の機能を維持・強化する方策の検討等を行うこと。

ア 食品小売機能高度化促進事業（平成21年度）

イ 食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業（平成19～21年度）

ウ 食品流通高付加価値モデル推進事業（平成17～21年度）

エ 地域流通モデル構築支援事業（商店街活性化タイプ）（平成21年度）

（2）地域商店街等活性化推進に係る調査・分析

事業実施主体は、検討委員会において決定された事項に基づき、アンケート調査及び現地調査、調査結果の分析等を行うこと。

（3）報告書の作成

本事業の一環として作成する報告書については、中間報告及び最終報告を作成することとし、以下の提出期限までに、総合食料局長に提出するものとする。

中間報告：平成22年7月30日（金）

最終報告：平成23年3月31日（木）

2 事業の委託

事業実施主体は、他の民間団体に本事業の一部を委託して行わせる場合には、以下の事項を事業実施計画（別記様式1別添「第1 総括表」の「事業の委託」の欄）に記載することにより、総合食料局長の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

（1）委託先

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

3 報告又は指導

総合食料局長は、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式1(第2、第3、第7関係)

番 号
年 月 日

農林水産省総合食料局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度地域商店街等活性化推進事業実施計画の(変更、中止、廃止の承認)の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認(変更、中止、廃止の承認)を申請する。

- (注) 1 関係書類として、別添を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止又は廃止する理由について記載すること。
- 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度地域商店街等活性化推進事業実施計画の実施結果の報告について」とし、「第1 総括表」及び「第3 事業の内容」には、実績を記載すること。

(別添)

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円		(1)委託先 (2)委託する事業の 内容及びそれに要 する経費	
合	計					

第2 事業の目的

第3 事業の内容

1. 地域商店街等活性化推進検討委員会の開催

委員数(人)

開催時期(年・月)	検 討 内 容	備 考

2. 地域商店街等活性化推進に係る調査・分析

(1) アンケート調査

調査時期(年・月)	調査対象	調 査 内 容	備 考

(2) 現地調査

調査時期(年・月)	調査対象	調 査 内 容	備 考

3. 報告書の作成

調査時期(年・月)	調査対象	調 査 内 容	備 考

(注) 上記2 に関しては、調査対象事業ごとに記載すること。

別記様式2(第4関係)

番 号
年 月 日

平成 年度地域商店街等活性化推進事業収益状況報告書

農林水産省総合食料局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年 月 日付け 総合第 号で補助金の交付決定の通知があった地域商店街等活性化推進事業について、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知)第9の1の規定に基づき、事業の収益の状況について下記のとおり報告する。

記

- 1 事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は特許権等を利用する権利の設定等事業を実施することにより発生した収益
円
- 2 本年度までに補助事業に関連して支出された費用の総額
円
- 3 補助金の確定額
平成 年 月 日付け 第 号確定
円

(注) 収益計算書等を添付すること。

別記様式3(第6関係)

地域商店街等活性化推進事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度(月～ 月)
- 6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間販 売額	主要事業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にとっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(創立総会議事録写し等)
 - (3) その他参考資料